

津波被災地の復興

①共同墓地の整備

○目的および事業内容

東日本大震災による大津波で流失した請戸地域（請戸・中浜・両竹）の共同墓地を整備し、住民の住環境の整備およびコミュニティの維持を図ることを目的として実施した。

整備区画数については、意向調査に基づき 400 区画を整備した。

○現在の進捗状況（平成 27 年 11 月 6 日現在）

- ・平成 27 年 3 月竣工、同年 4 月より提供開始
- ・共同墓地の提供状況 申込数 382 件/400 件 完成 215 件/382 件
- ・併設する公衆トイレは平成 27 年 11 月末に完成予定
- ・ // コミュニティ広場は平成 28 年 3 月末に完成予定

○事業の課題

- ・追加工事の要望あり（スロープ、区画内通路、ごみ置き場設置など）
- ・長期的な維持管理（管理料、清掃業務など）

○霊園内の様子（平成 27 年 10 月 23 日撮影）



②防災集団移転促進事業

○目的および事業内容

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波により甚大な被害を受けた地域（北幾世橋、北棚塩、南棚塩、請戸、中浜、両竹）の住民の住環境の整備およびコミュニティの維持を図るため、安全な地区への集団移転を実施する。

移転先においては住民意向に基づき、宅地の分譲および災害公営住宅の整備を行う。

○整備予定戸数について

地区名	整備数
幾世橋（来福寺）地区 （23）	分譲区画数：7区画 災害公営住宅：平屋 12戸 2階建て 4戸
請戸（大平山）地区 （42）	分譲区画数：16区画 災害公営住宅：平屋 21戸 2階建て 5戸
合計 （65）	分譲区画数：23区画 災害公営住宅：平屋 33戸 2階建て 9戸

※表中は津波被災者のみの集計

※整備戸数については「防災集団移転促進事業における移転確定調査（第一次）」（平成27年2月実施）に基づき決定した。

※幾世橋（来福寺）地区については、原発被災者を対象とした公営住宅の整備も合わせて行う。

○現在の進捗状況（平成27年11月6日現在）

- ・平成25年3月 国土交通大臣による事業認可
- ・平成27年6月 事業計画書の軽微な修正
- ・平成27年8月 幾世橋地区基本設計および実施設計業務発注
- ・平成27年10月 請戸地区実施設計等業務発注

○供用開始時期について

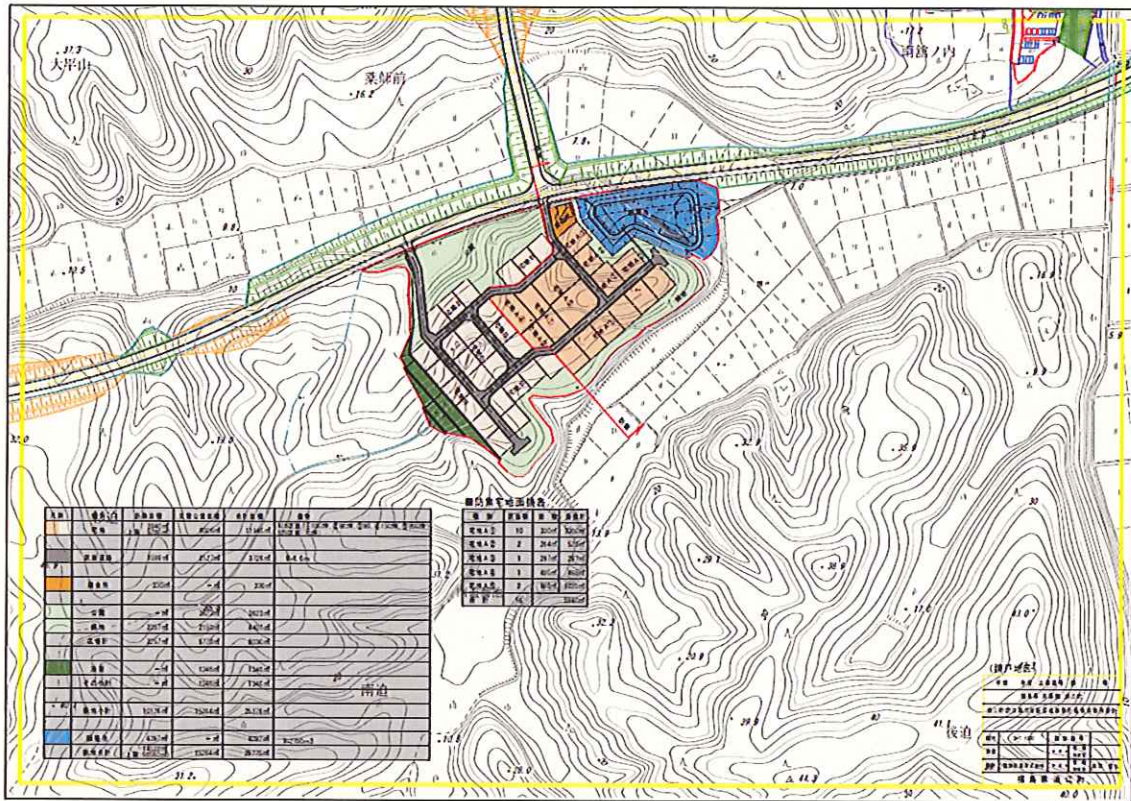
幾世橋（来福寺）地区 平成29年4月より段階的に提供予定
請戸（大平山）地区 平成31年4月より提供予定

○事業の課題

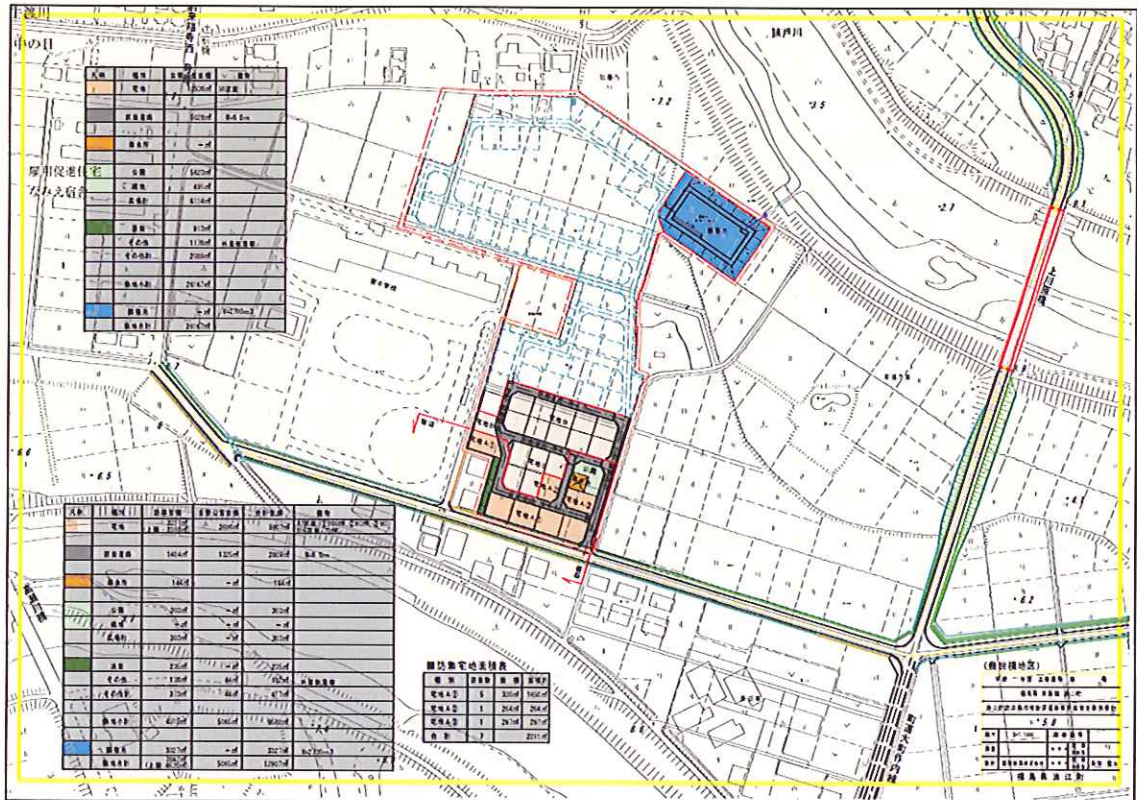
- ・時間の経過に伴う住民意向の変化
- ・道路事業、大平山工業団地整備構想との事業調整

○土地利用計画図

<請戸地区> ※基本設計段階のもの



<幾世橋地区> ※基本設計段階のもの。津波被災者のみの記載



避難指示解除に関する有識者検証委員会資料 棚塩地区海岸、請戸中浜地区海岸、浪江中浜地区海岸

平成27年11月26日(木)
福島県相双建設事務所

《復旧の経緯》

福島県相双建設事務所では、東日本大震災で被害を受けた浪江町にある3つの海岸の総延長2,462mの災害復旧事業に着手しました。
 ・災害査定後は、浪江町のまちづくり計画と調整を図り、海岸堤防の詳細設計を行い、平成27年1月に工事を発注しました。
 工事は、波の威力を弱める沖合施設（離岸堤や人工リーフ、消波工）から復旧し、その後、海岸堤防の復旧を行います。

【3海岸】

【海岸堤防】

既設堤防から約30m陸側の位置に新たな堤防を建設します。また、高さは、震災前の既設堤防より1m高くなります。その構造は、2割の勾配で盛土し、厚さ50cmのコンクリートで覆います。

【沖合施設】

離岸堤や人工リーフ、消波工は、新しいブロックを補充して、被災前の形状に復旧します。
 ※各海岸の沖合施設
 棚塩地区海岸：離岸堤
 請戸中浜地区海岸：人工リーフ
 浪江中浜地区海岸：消波工



《復旧の内容》

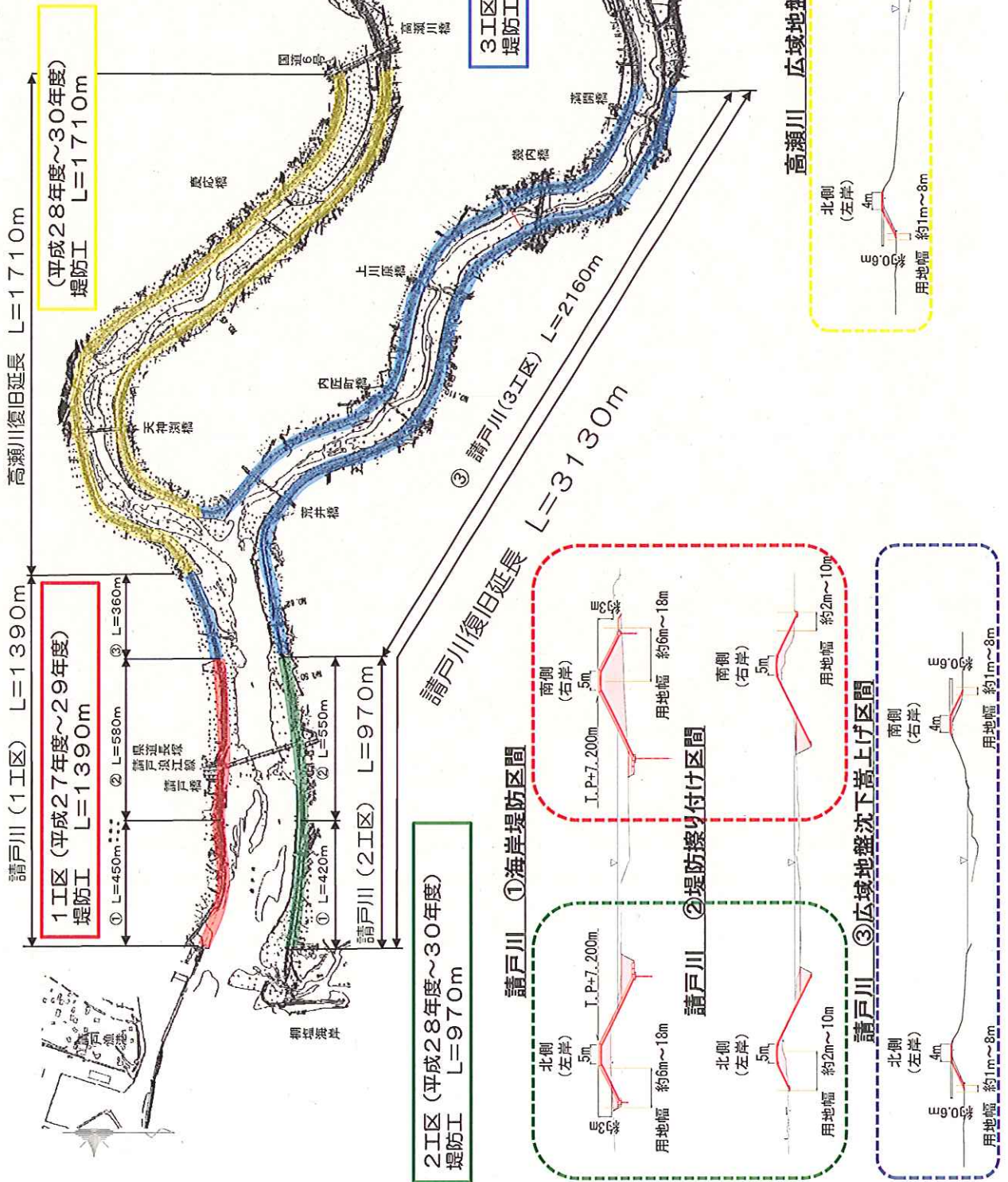
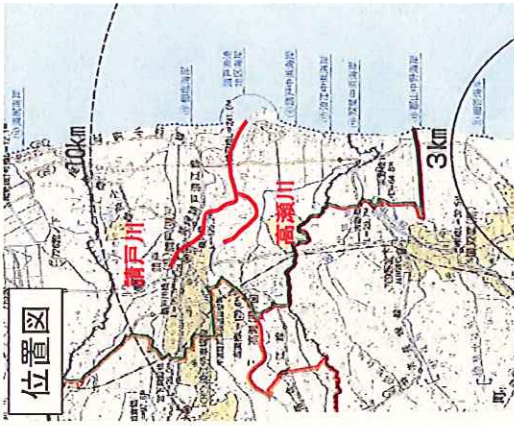
【棚塩地区海岸】 平成27年度～29年度	【請戸中浜地区海岸】 平成27年度～29年度	【浪江中浜地区海岸】 平成27年度～29年度
<ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=1,041.7m ・堤防 L=1,041.7m ・離岸堤 7基 2,200個 (12tブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=931.8m ・堤防 L=931.8m ・人工リーフ 2基 2,500個 (4tブロック) ・離岸堤 1基 1,270個 (16tブロック) 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧延長 L=488.5m ・堤防 L=488.5m ・消波工 7基 1,300個 (4tブロック再設置)

【海岸の断面図】



避難指示解除に関する有識者検証委員会資料
 請戸川、高瀬川

平成27年11月26日(木)
 福島県相双建設事務所



防災林造成事業について

福島県相双農林事務所 森林林業部

1 事業概要

海岸林は、古くから潮害や飛砂などから宅地や農地を守る役割を果たして来ましたが、東日本大震災時の大津波で壊滅的な被害を受けました。このため、県では、町の復興整備計画、国における技術指針を踏まえて、「福島県の海岸防災林の再生に向けたガイドライン」に従い、潮害、飛砂、風害の防備など災害防止機能に加え、津波エネルギーの減衰効果などの被害軽減効果を持たせた「多機能海岸防災林」として整備します。

林帯幅については、既存の保安林と合わせて概ね 200m に拡大し、盛土高は、植栽木(マツなど)の根が十分に成長し、津波に対して根返りにくい防災林を造成するため、植生基盤としての盛土を行い、地下水位から 2.4m を確保します。

また、植栽については、現場条件や環境条件、潮害や飛砂に耐えられ防風効果を発揮させるため、特に海岸側はマツクイムシに抵抗力のあるクロマツ・アカマツを中心に植栽するとともに、植栽木を強風等から保護するため、防風柵や静砂垣を設置します。

事業の用地取得については、「防潮堤工事や防災集団移転移転事業などの関連事業と協議しながら進め、一定の用地確保ができた箇所から整備を進めます。

2 防災林造成事業「浪江地区」について

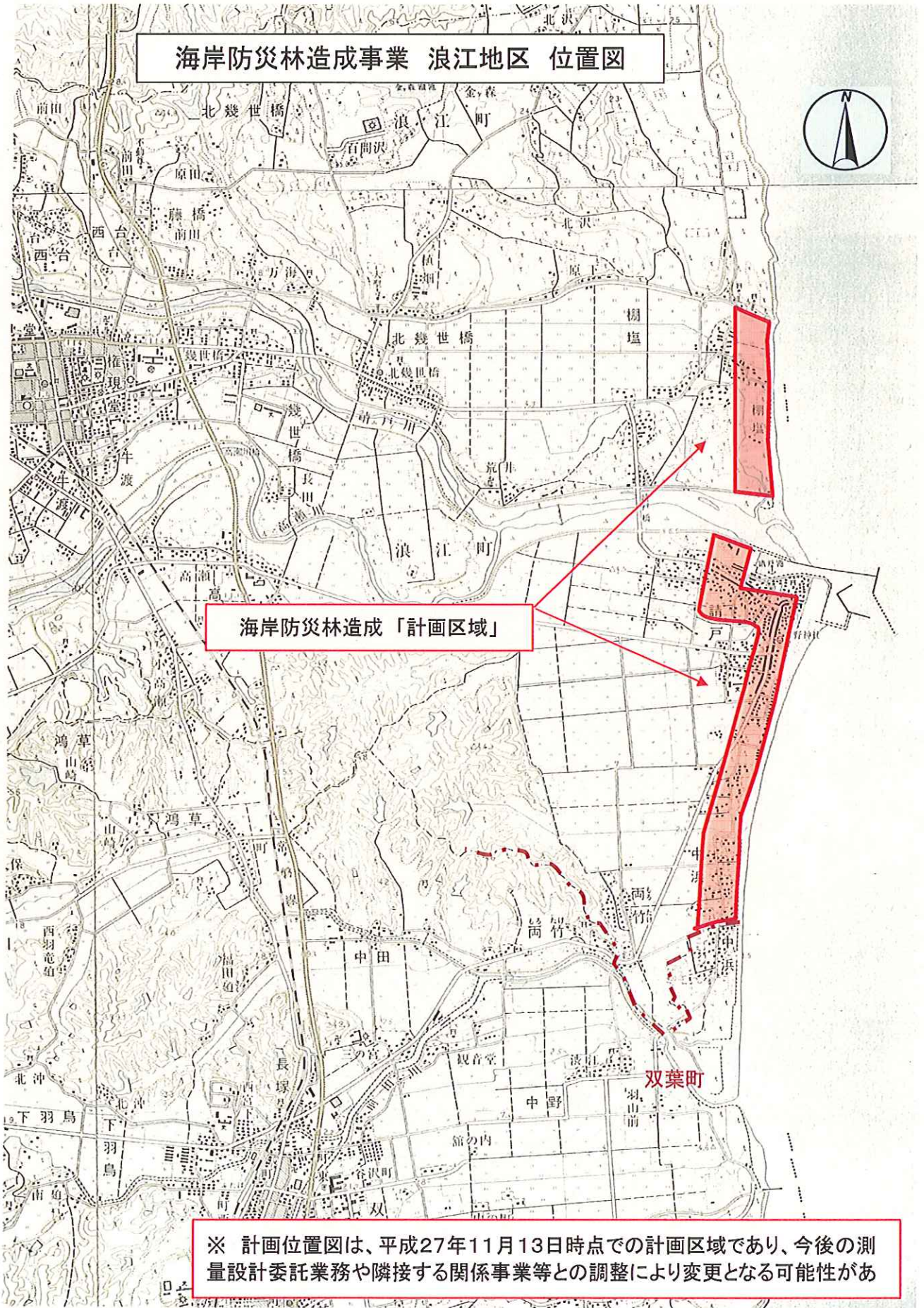
(1) 採択年度：平成 26 年度、全体計画面積：70 ha (海岸延長 3.4km)

(2) 事業期間：平成 26 年～平成 32 年 (7 年間)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	備考
事業計画	■								完了
設計委託		■	■						着手済：実施中
用地委託		■	■						着手済：実施中
用地取得			■	■	■	■			用地取得の準備中
工事計画			■	■	■	■	■	■	町有地内で着手済

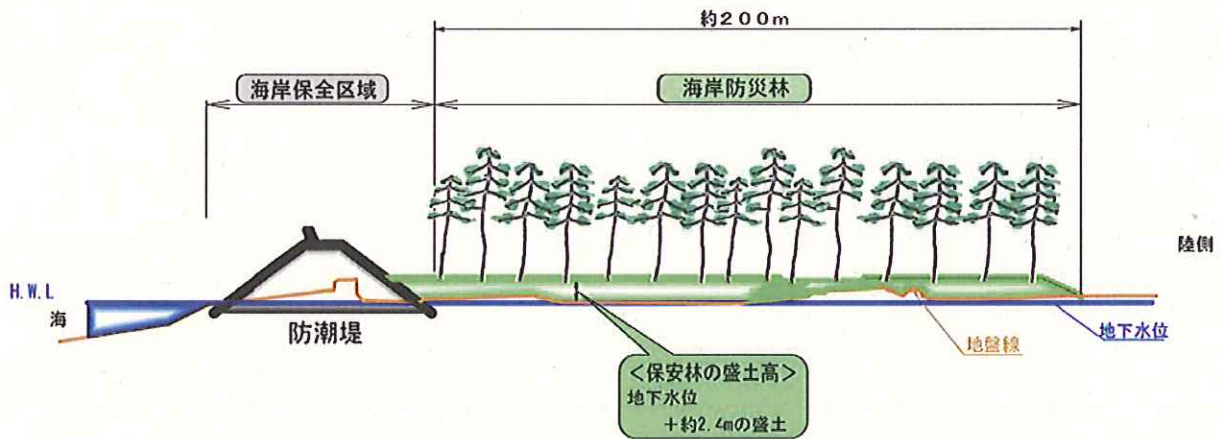
※ 平成 27 年 11 月 13 日時点における計画であり、今後の測量設計委託業務等により変更となる可能性があります。

海岸防災林造成事業 浪江地区 位置図



※ 計画位置図は、平成27年11月13日時点での計画区域であり、今後の測量設計委託業務や隣接する関係事業等との調整により変更となる可能性があります

海岸防災林断面模式図



植栽後の状況



防風柵（移動式）と静砂垣の設置状況

相双地方排水事業

概要書



山信田第二



大戸浜



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島県相双農林事務所

福島県南相馬市原町区錦町1丁目30番地
TEL0244-26-1164 FAX0244-26-1168

7-9

南相馬市
小高区

浪江町

双葉町



φ800×2	Q=1.38×2
--------	----------

② 村上	φ 700	Q=1.00
	φ1200×3	Q=3.27×3

⑫ 村上第二	φ1500×2	Q=5.30×2
--------	---------	----------

⑪ 小高	φ 700	Q=1.00
	φ1,000	Q=2.100

⑮ 福浦南部	φ1,500×3	Q=5.13×3
	φ1,000	Q=2.40

⑤ 井田川(廃)	φ 700	Q=0.90
	φ 1,200×2	Q=2.90×2

⑦ 棚塩	φ1,000	Q=2.45
	φ1,350	Q=4.25

⑩ 中浜	φ900×2	Q=1.83×2
------	--------	----------

※表記は事業地区名とする。
(廃場名は裏面を参照)

2インフラ復旧

(6) 津波被災地の復興 ③ 津波被災地の土地利用

《雇用創出エリア》

【現状】

○南産業団地(大平山)・北産業団地(北幾世橋)・東北電力所有地(北棚塩)・既存企業用地にて雇用創出エリア整備を検討中。

○南・北産業団地については雇用創出エリアの優先地として「産業団地整備基本計画策定業務」の委託発注済。

○津波被災地については、水産加工場や漁業関連事業者事務所などの再開エリアとして、事業者と検討中。